

## 南相馬市第三次国土利用計画（素案）に関する県・近隣市町村との事前調整【意見集約】

No	項目	頁	行	意見及び修正案等	理由	南相馬市の回答
1	第1章 土地利用の現状と課題 2 土地利用をめぐる条件の変化 (1) 震災と原発事故からの復興の進展 (復興・総合計画課)	2	5	「令和4年8月」を「令和3年8月」に修正。	記載年の誤り（国の方針決定は令和3年8月31日）。	「令和3年8月」に <b>修正する</b> 。
2	3 土地利用の推移 (水産課)	4	11	原発事故による、放射性物質によって生活圏や農用地、森林などが汚染され →原発事故由来の放射性物質が生活圏や農用地、森林、河川などに堆積し	「原発事故による放射性物質」という表現が日本語として分かりづらいため。 真野川水系、新田川水系、太田川水系は原発事故により現在も一部魚種で国の出荷制限指示が発出されており、河川についても影響は深刻であるため。 「汚染」という表現が風評を悪化させるおそれがあるため。	「原発事故由来の放射性物質が生活圏や農用地、森林、河川などに堆積し」に <b>修正する</b> 。
3	4 土地利用の課題 (2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用他 (森林保全課)	6 8 11 21 22 25	8 注釈 26 6 27 24 22	水源のかん養（水源かん養） →水源の涵養（水源涵養）  (漢字表記にふりがな)	全国森林計画及び磐城地域森林計画に掲載の表記と整合を図るため	「水源の涵養（水源涵養）※漢字表記にふりがな」に <b>修正する</b> 。
4	(3) 土地の安全性の確保 (農村計画課)	6	12	耕作放棄地等の増加、 →遊休農地等の増加、	農地法の表現に合わせて、再生利用可能な休耕地は遊休農地と表現するため。	「遊休農地等の増加、」に <b>修正する</b> 。
5	第2章 土地利用の基本構想 1 土地利用の基本理念 (復興・総合計画課)	8	9	基本理念に、土地の適正な利用及び「管理」について記載した方がよいと思われる。 例：適正かつ合理的な土地利用 →適正かつ合理的な土地の利用と <b>管理</b>	令和2年3月に施行された「土地基本法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第12号）とこれに基づき定められた「土地基本方針」（令和2年5月）を踏まえ、「管理」について明記することが望ましいと思われるため。	当該計画（素案）P8の「2 土地利用の基本方針」の「（2）土地需要の量的調整」において、土地の有効利用と維持管理の観点を持ち合わせた量的調整を基本方針として掲げていることから、原案のとおりとする。
6	2 土地利用の基本方針 (2) 土地需要の量的調整 (水産課)	8	25	農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や、農用地や森林が有する水源かん養機能など自然環境保全機能などの多面的な機能に配慮 →農用地や森林、河川などの自然的土地利用については、農林水産業の生産活動の場としての役割や、農用地や森林が有する水源かん養機能、河川が有する動植物の生息場としての機能といった自然環境保全機能などの多面的な機能に配慮	河川についても農用地や森林と同様に、農林水産業の生産活動の場としての役割や、自然環境保全機能などの多面的な機能を有しており、適切な保全が必要となるため。	河川の保全等については、当該計画（素案）のP12の「（4）水面・河川・水路」において、「自然環境の保全に配慮しながら、治水・利水、生物の多様な生息・生育環境など多面的な利用の推進と多機能化を図る」と示していることから原案のとおりとする。
7	4 利用区分別の土地利用の基本方向 (1) 農地 (農村計画課)	11	19	また、耕作放棄地については →また、遊休農地については	農地法の表現に合わせて、再生利用可能な休耕地は遊休農地と表現するため。	「遊休農地」に <b>修正する</b> 。

No	項目	頁	行	意見及び修正案等	理由	南相馬市の回答
8	(2) 森林 (森林整備課)	11	24	(「木材生産などの経済的機能」と「環境保全～多面的機能」とに分かれている場合は)「多面的機能の維持」を「 <u>公益的機能の維持</u> 」へ修正。	一般的に多面的には木材生産機能を含むため。	以下のとおり <b>修正する</b> 。 ■修正前 森林については、木材生産などの経済的機能や環境保全、土砂災害の防止、水源涵養機能、二酸化炭素などの多面的な機能の維持と・・・」 ■修正後 森林については、木材生産などの経済的機能や環境保全、土砂災害の防止、水源涵養機能、二酸化炭素などの <b>公益的機能の維持</b> と・・・」
9	(4) 水面・河川・水路 (水産課)	12	6	～推進します。 →～推進します。加えて、 <u>原発事故により現在もお遊漁を再開できていない河川・湖沼については、震災前に有していたレクリエーションの場としての役割を一日も早く回復できるように、遊漁の再開に向けた取組を推進します。</u>	真野川水系、新田川水系、太田川水系では原発事故により現在も一部魚種で国の出荷制限指示が発出されており、河川・湖沼が震災前に有していたレクリエーションの場としての役割を回復することが、市民の生活にとって有益であるため。	当該計画（素案）P26の「5 環境の保全と国土の美しさ及びゆとりの確保」の「(1) 豊かな自然環境の保全」において、「海、森林、緑地、川などの身近にあるこれらの自然環境は、市民にやすらぎや快適性をもたらす貴重な資源であることから、その保全に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用についても検討・推進していきます。」にて触れていることから原案のとおりとする。
10	第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (森林保全課)	14 他※	表 3段目	利用区分ごとの規模の目標について、森林面積は令和8年以降減少するとしている理由は何か。	令和12年に向けて徐々に増加するものと思われるため。 ※「説明資料」P13、P15、P17、P19	防災林事業による増加の一方、市内の整備事業での減少が見込まれるため（北泉海浜総合公園周辺等整備、小高スマートIC整備事業など）。
11	1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (建築住宅課)	14	表 8段目	「住宅地」の土地利用面積を増やす目標とする理由を整理するべきである。	人口減少や空き家等の増加が進行する中、低・未利用地の有効活用を促進するとしている一方、「住宅地」の土地利用面積を増やす目標としており、考え方が不明であるため。	人口減少の一方、世帯数は増加傾向であり、近年の「住宅地」面積は微増傾向で推移している。また、移住・定住施策の推進や、福島国際教育研究機構等の動向など、復興の要因を含んだ想定をしているため。
12	第4章 計画を実現するために必要な措置の概要 4 災害に強い都市基盤の整備 (1) 安全性を高める土地利用の推進 (都市計画課)	25	13	「土地利用の抑制」とあるが、全ての土地利用について抑制するように読めるので、そうでない場合は何の土地利用について抑制するのか記載した方がよいと思われる。	災害危険区域 = 全ての土地利用の抑制という表現なのか、わかりにくい。ため。	以下のとおり <b>修正する</b> 。 ■修正前 「・・・災害危険区域に指定した地域は引き続き土地利用を抑制するとともに、防潮堤や・・・」 ■修正後 「・・・災害危険区域に指定した地域は引き続き、 <u>専用住宅や共同住宅など住居の用に供する建築物の建築を制限するとともに、防潮堤や・・・</u> 」
13	注釈 (都市計画課)	1、4 8		ページ下部に記載のある注釈について、前出と同じ文言の注釈については、削除した方が望ましい。	前出との違いがあるのか、分かりにくくなる可能性があるため。	「都市的土地利用」「自然的土地利用」について8ページの注釈を削除する。
14	【説明資料】 4 利用区分の定義及び土地利用区分別現況の把握方法 (森林計画課)	10	2.森林 (2)民有林	民有林の定義について次のとおり修正。 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林 →森林法第5条に定める民有林	把握方法に記載ある「福島県森林・林業統計書」は、左記の条項に定める民有林の値のため。	「森林法第5条に定める民有林」に <b>修正する</b> 。

No	項目	頁	行	意見及び修正案等	理由	南相馬市の回答																																																																																			
15	7 利用区分ごとの国土利用の推移（南相馬市全域）	15	利用区分 2.森林	平成28年の森林面積について次のとおり修正。 21,678 →22,030	数値の誤り。	左記のとおり「22,030」に修正する。19ページにも同様の記載があるため、平成28年の森林面積を「22,030」に、人口一人当たりの森林面積を「0.387」に、市面積に占める森林面積の割合を「55.3」に <b>修正する。</b>																																																																																			
16	1 1. 主要転換要因一覧表 （森林計画課）	32 36	表 番号 (46)  表 8段目	防災林造成事業（鹿島区）は完了済のため、 行を除外してはどうか。	事業完了のため。	「令和4年5月末時点」を基準日として作成しているため、 原案のとおりとします。																																																																																			
17	1 1. 主要転換要因一覧表 （農村計画課）	32	表 番号 (47)～ (69)	復興基盤総合整備事業に以下の4地区を追加すること。併 せて、P36～P38の表にも追加すること。 また、計画本文P14「表：土地の利用区分ごとの国土利用 の規模の目標」の面積に4地区分の面積を整理すること。	地区の記載漏れ。	左記のとおり、P36～P38の表に復興基盤総合整備事業4 地区を追加する。計画本文P14「表：土地の利用区分ご との国土利用の規模の目標」の面積については、整理の結 果、P14「表：土地の利用区分ごとの国土利用の規模の目 標」のとおりとした。																																																																																			
(ha)																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">施行区域</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業年度</th> <th rowspan="2">R12まで の進捗率</th> <th colspan="2">農地</th> <th rowspan="2">水路</th> <th>道路</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>農道</th> <th>官公庁等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況</td> <td rowspan="2">復興基盤総合整備事業 原町南部地区</td> <td rowspan="2">原町区</td> <td rowspan="2">福島県</td> <td rowspan="2">H13～R5</td> <td rowspan="2">100%</td> <td>229.0</td> <td>5.0</td> <td>9.6</td> <td>14.4</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td>152.0</td> <td>3.0</td> <td>11.6</td> <td>17.4</td> <td>77.0</td> </tr> <tr> <td>現況</td> <td rowspan="2">復興基盤総合整備事業 矢川原地区</td> <td rowspan="2">原町区</td> <td rowspan="2">福島県</td> <td rowspan="2">H29～R6</td> <td rowspan="2">100%</td> <td>69.0</td> <td>3.8</td> <td>5.2</td> <td>7.8</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td>63.8</td> <td>5.0</td> <td>7.6</td> <td>11.5</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>現況</td> <td rowspan="2">復興基盤総合整備事業 小屋木地区</td> <td rowspan="2">小高区</td> <td rowspan="2">福島県</td> <td rowspan="2">R4～R9</td> <td rowspan="2">100%</td> <td>61.6</td> <td>1.1</td> <td>4.3</td> <td>6.5</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td>53.5</td> <td>5.9</td> <td>5.8</td> <td>8.7</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>現況</td> <td rowspan="2">復興基盤総合整備事業 村上・福岡地区</td> <td rowspan="2">小高区</td> <td rowspan="2">福島県</td> <td rowspan="2">R5～R10</td> <td rowspan="2">100%</td> <td>76.0</td> <td>0.5</td> <td>2.4</td> <td>3.6</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td>53.7</td> <td>0.4</td> <td>2.2</td> <td>3.3</td> <td>23.0</td> </tr> </tbody> </table>								事業名	施行区域	事業主体	事業年度	R12まで の進捗率	農地		水路	道路	その他	田	畑	農道	官公庁等	現況	復興基盤総合整備事業 原町南部地区	原町区	福島県	H13～R5	100%	229.0	5.0	9.6	14.4	3.0	計画	152.0	3.0	11.6	17.4	77.0	現況	復興基盤総合整備事業 矢川原地区	原町区	福島県	H29～R6	100%	69.0	3.8	5.2	7.8	2.3	計画	63.8	5.0	7.6	11.5	0.2	現況	復興基盤総合整備事業 小屋木地区	小高区	福島県	R4～R9	100%	61.6	1.1	4.3	6.5	0.4	計画	53.5	5.9	5.8	8.7	0.0	現況	復興基盤総合整備事業 村上・福岡地区	小高区	福島県	R5～R10	100%	76.0	0.5	2.4	3.6	0.1	計画	53.7	0.4	2.2	3.3	23.0
	事業名	施行区域	事業主体	事業年度	R12まで の進捗率	農地							水路	道路		その他																																																																									
						田	畑	農道	官公庁等																																																																																
現況	復興基盤総合整備事業 原町南部地区	原町区	福島県	H13～R5	100%	229.0	5.0	9.6	14.4	3.0																																																																															
計画						152.0	3.0	11.6	17.4	77.0																																																																															
現況	復興基盤総合整備事業 矢川原地区	原町区	福島県	H29～R6	100%	69.0	3.8	5.2	7.8	2.3																																																																															
計画						63.8	5.0	7.6	11.5	0.2																																																																															
現況	復興基盤総合整備事業 小屋木地区	小高区	福島県	R4～R9	100%	61.6	1.1	4.3	6.5	0.4																																																																															
計画						53.5	5.9	5.8	8.7	0.0																																																																															
現況	復興基盤総合整備事業 村上・福岡地区	小高区	福島県	R5～R10	100%	76.0	0.5	2.4	3.6	0.1																																																																															
計画						53.7	0.4	2.2	3.3	23.0																																																																															
18	1 1. 主要転換要因一覧表 （道路計画課）	3 2  3 8	表 番号 (71) 表	復興交付金事業広野小高線（施工中） →社会資本整備総合交付金事業広野小高線（施工 中）	事業名が違うため。	「社会資本整備総合交付金事業広野小高線（施工 中）」に <b>修正する。</b>																																																																																			
19	1 1. 主要転換要因一覧表 （道路計画課）	3 1  3 5	表 番号 (34) (35)	小高スマートICの表記について本文中では（仮称）を付け ているが、一覧表の事業名では（仮称）を付けていないが 問題無いか。	計画の中で整合がとれていないため。	一覧表の事業名に「（仮称）」を付すよう <b>追記する。</b>																																																																																			
20	1 1. 主要転換要因一覧表 （相双建設事務所）	35	表 1 0 段目	「小高スマートIC整備事業」に別紙のとおり「（中ノ内小高 線ほか）（計画中）」を追記すること。	該当する県事業を追加するため。	「小高スマートIC整備事業（中ノ内小高線ほか）（計 画）」に <b>追記する。</b>																																																																																			
21	1 1. 主要転換要因一覧表 （農村計画課）	3 6～ 3 8	表 備考	「復興基盤総合整備事業 八沢地区」～「農地中間管理 機構関連農地整備事業 浮田地区」の「備考欄」を次の とおり修正。 相双農林事務所農林整備部農村整備第二課 →相双農林事務所農村整備部	地区の担当課が複数にまたがるため。 相双農林事務所農村整備部に確認済。	「相双農林事務所農村整備部」に <b>修正する。</b>																																																																																			
22	1 1. 主要転換要因一覧表 （相双建設事務所）	38	表 1 0 段目 上段	「砂防施設事業 水無川」の転換前面積 住宅地「0.0」haを「0.1」haに修正。	転換前の合計面積と合うように修正。 森林、原野、住宅地のうち面積が最も広い住宅地面積を繰 り上げ。	「0.1」haに <b>修正する。</b>																																																																																			
23	【現況図】、【転換図】、 【構想図】 （施設財産室）			相馬支援学校を公共施設として位置づけること。	公共施設として位置づけられていないため。	左記のとおり【現況図】、【構想図】に「相馬支援学校を公共 施設」として反映する。【転換図】は令和4年度以降の主な 転換事業を掲載するものであるため修正しない。																																																																																			